

山梨県感染管理認定看護師教育課程受講促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県内における感染管理認定看護師の資格を有する看護師の育成を促し確保を図るとともに、新興感染症等への対応及び平常時からの医療機関等における感染管理の質の向上を図るため、山梨県立大学が開講する認定看護師教育課程（感染管理分野）を受講する看護師が所属する山梨県内の医療機関等（以下「補助事業者」という。）に対し、以下に定める経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、山梨県立大学認定看護師教育課程（感染管理分野）（以下「教育課程」という。）の受講に要する経費に対し交付するものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、他の補助金等の補助対象となるものは、対象経費に含めないものとする。
- (2) 前号により選定された額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金の交付を受け教育課程を受講する看護師が次のいずれかに該当することとなった場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、当該看護師に係る補助金を知事に返還しなければならない。
 - ア 教育課程の受講を受講前又は受講中に中止したとき。
 - イ 教育課程修了後2年以内に認定看護師認定審査（以下「認定審査」という。）に合格しなかったとき。
 - ウ 教育課程修了後5年以内に、県内に所在する医療機関等を退職したとき。

エ その他補助金返還の必要があると認める事由が発生したとき。

- (2) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (3) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、この補助金の交付を受け教育課程を受講した看護師の認定審査の結果について、認定看護師認定審査結果報告書（様式第4号）により、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、この補助金の交付を受け教育課程を受講した看護師が修了後5年以内に退職した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、この補助金の交付を受け教育課程の受講を修了した看護師を、所属する医療機関等に限らず、地域における感染拡大防止対策へ貢献させるよう努めること。
- (8) この補助金の交付を受け教育課程を受講した看護師は、教育課程修了後5年間は、就業施設の勤務証明を毎年4月20日までに知事に提出すること。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査等必要な確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対しこれを通知する。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、事業完了後精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（証拠書類等の整備及び保管）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当

該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間整備、保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月16日から施行し、令和5年3月14日から適用する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表 (第3条関係)

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
教育課程の受講に要する次の経費 (1) 入学料 (2) 受講料 (3) 県外実習旅費	受講する看護師1人につき (1) 75千円 (2) 1,578千円 (3) 422千円	10/10